

## 日本医療ガス学会 利益相反委員会 細則

### (組織)

第1条 利益相反委員会（以下、委員会）は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長が指名する者
- (2) 事務局長
- (3) 事務局員
- (4) その他委員長が必要と認める者

### (目的)

第2条 委員会は次に掲げる項目を目的として活動する。

- (1) COI 状態にある会員個人からの質問、要望への対応
- (2) 会員および発表者の活動にかかる COI 状態の判断、助言、指導
- (3) 研究、出版に関する COI 状態の判断、助言、指導
- (4) 会員および発表者(非会員含む)の COI 申告に関する疑惑が生じた時の調査活動、改善措置の勧告
- (5) COI 指針の見直し、改訂
- (6) その他 COI に関わる問題への対応

### (任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、理事長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 必要に応じて副委員長をおくことが出来る。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

### (議事)

第5条 委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席あるいは委任状をもって成立することとする。

- 2 議事は、出席委員（委任状を含む）の3分の2以上をもって決する。
- 3 審議の当事者となる委員は、その議決に加わることができない。

### (委員以外の出席)

第6条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

### (利益相反管理のための調査)

第7条 利益相反管理のための調査は、次の各号に掲げる方法により実施する。調査の実施手続は、委員会が決定する。

- (1) 利益相反自己申告書の確認
- (2) 事情聴取（ヒアリング）
- (3) 助言指導等（カウンセリング）

- (4) 状況観察（モニタリング）
- (5) その他利益相反管理のための調査に必要と認める方法

附則 1. この細則は 2022 年 6 月 1 日から開始する。